

改正

平成21年3月25日教委規則第4号

平成21年4月23日教委規則第10号

平成24年5月30日教委規則第3号

平成31年4月25日教委規則第4号

令和4年5月25日教委規則第8号

令和6年6月26日教委規則第4号

令和7年6月25日教委規則第5号

大野城市奨学資金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大野城市奨学資金条例（平成2年条例第28号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、奨学資金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格の定義)

第2条 条例第3条第2号に規定する「経済的理由で修学困難な者」とは、独立行政法人日本学生支援機構が定める第1種奨学金収入基準を満たす者をいう。

2 条例第3条第3号アに規定する「学業成績が優秀な者」とは、次条の規定による申請書の提出時に在学している学校（翌年度も同じ学校に在学する者にあつては、次条の規定による申請書の提出時に在学する前において直近に在学していた学校）の在学期間中の学業成績の評定平均値（以下「評定平均値」という。）が3.5以上である者をいう。

3 条例第3条第3号イに規定する「学業成績が別に定める基準を満たし、かつ、文化又はスポーツの分野における成績が優秀な者」とは、評定平均値が3.0以上であつて、かつ、別表に掲げる要件を満たす者をいう。

(申請書の提出)

第3条 奨学資金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を在学する学校の校長又は出身学校の校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

(1) 奨学資金支給申請書（様式第1号）

(2) 奨学生推薦調書（様式第2号及び様式第2号の2）

- (3) 世帯調書（様式第3号）
- (4) 大野城市奨学資金奨学生エントリーシート（様式第4号）
- (5) 在学証明書（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校又は大学に在学する者が申請を行う場合に限る。）
- (6) 卒業証明書（中学校、高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校を卒業した者（前号に掲げる者を除く。）が申請を行う場合に限る。）
- (7) 申請者が属する世帯の全ての世帯員の所得額（申請を行う年度の前年度のものに限る。）が確認できる証明書等
（奨学生の決定）

第4条 奨学生の決定は、前条の規定により申請があった者のうちから選考委員会が面接等により選考し、教育委員会が決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により奨学生を決定したときは、本人に通知する。

（選考委員会の組織）

第5条 選考委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育委員会委員
- (2) 教育機関の職員（学識経験者を含む。）
- (3) 教育長
- (4) 教育部長
- (5) 教育委員会の職員（前2号に掲げる者を除く。）
- (6) 市長部局の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員（前項第3号に掲げる者を除く。）は、教育長が委嘱する。

（誓約書等の提出）

第6条 奨学生に決定された者は誓約書（様式第5号）及び在学証明書を教育委員会に提出しなければならない。

（奨学資金の支給）

第7条 奨学資金のうち、月奨学金は3か月分をまとめて6月、9月、12月及び3月に、入学一時金は6月に本人又は保護者に支給する。ただし、特別の事情があるときは、支給月以外の月に支給することができる。

(異動の届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、保護者と連署して、直ちに教育委員会に異動届(様式第6号)を提出しなければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 本人及び保護者の住所その他重要な事項に異動があったとき。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成2年6月25日から適用する。

附 則 (平成21年3月25日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年4月23日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年5月30日教委規則第3号)

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月25日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年5月25日教委規則第8号)

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月26日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年6月25日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

文化の分野における成績が優秀な者の要件	
高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)に在学する者	次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、団体部門の場合にあっては、競技に参加していること。 (1) 全国中学校文化連盟、福岡県中学校文化連盟又はこ

	<p>これらに準ずる団体が主催し、又は共催する県大会又はこれと同等以上の大会において、最優秀賞、金賞又はこれらと同等の賞を受賞していること。</p> <p>(2) 国、県若しくはこれらに準ずる機関又は財団法人、社団法人等が主催し、又は共催する大会（予選を勝ち抜いて参加した場合に限る。）において、最優秀賞、金賞又はこれらと同等の賞を受賞していること。</p>
大学に在学する者	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、団体部門の場合にあっては、競技に参加していること。</p> <p>(1) 全国高等学校文化連盟、福岡県高等学校芸術・文化連盟又はこれらに準ずる団体が主催し、又は共催する県大会又はこれと同等以上の大会において、最優秀賞、金賞又はこれらと同等の賞を受賞していること。</p> <p>(2) 国、県若しくはこれらに準ずる機関又は財団法人、社団法人等が主催し、又は共催する大会（予選を勝ち抜いて参加した場合に限る。）において、最優秀賞、金賞又はこれらと同等の賞を受賞していること。</p>
スポーツの分野における成績が優秀な者の要件	
高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）に在学する者	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、団体部門の場合にあっては、当該大会の3分の2以上の試合に出場していること。</p> <p>(1) 日本中学校体育連盟が主催し、又は共催する県大会において、個人戦の成績が上位16位以上又は団体戦の成績が上位8位以上であること。</p> <p>(2) 国、県若しくはこれらに準ずる機関又は財団法人、社団法人等が主催し、又は共催する大会（予選を勝ち抜いて参加した場合に限る。）において、個人戦の成績が上位16位以上又は団体戦の成績が上位8位以上であること。</p>

大学に在学する者	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、団体部門の場合にあっては、当該大会の3分の2以上の試合に出場していること。</p> <p>(1) 全国高等学校体育連盟が主催し、又は共催する県大会において、個人戦の成績が上位16位以上又は団体戦の成績が上位8位以上であること。</p> <p>(2) 国、県若しくはこれらに準ずる機関又は財団法人、社団法人等が主催し、又は共催する大会（予選を勝ち抜いて参加した場合に限る。）において、個人戦の成績が上位16位以上又は団体戦の成績が上位8位以上であること。</p>
----------	---